

市民活動の推進に関する提言書

令和 2 年 3 月

流山市協働まちづくり提案調整会議

目次

はじめに	1
1. 市民活動の社会的背景	2
(1) 全国の NPO 法人数の動向	
(2) NPO 法制度の見直し	
(3) 千葉県の NPO 法人数	
2. 流山市の市民活動の現状	4
(1) 流山市の市民活動の現状	
(2) 市民活動団体への補助制度と活用団体数	
(3) 課題と考察	
3. 現行補助金制度の特徴と課題	8
(1) 対象団体	
(2) 活用過程における諸手続き	
(3) 対象経費	
4. 今後の対応・提案	10
(1) 成長段階に応じた支援の在り方の整備	
(2) 活用過程における諸手続きの見直し	
(3) 対象経費の見直し	
(4) 補助金制度を支える行政の在り方	
5. まとめ	13

はじめに

流山市は、江戸川や利根運河を利用した水運で栄えた歴史をもち、現在も緑豊かな自然と首都圏へのアクセスの良さが、「住みたいまち」として多世代に支持されている。

流山市内の市民活動は、急速な都市化と新たに移り住む市民の多様なニーズにより、平成17年度「パートナーシップの実現に向けて 市民と行政の協働まちづくりのための指針」制定当時に比べて、大きく変容している。自由闊達な活動形態と広範なテーマや高い専門性を持って、その活動は多世代に広がり成長してきているのだ。この状況を踏まえると、これからの市民活動の支援策は、持続可能な活動に取り組める組織や団体の成長を促す具体的な策であろう。

流山市協働まちづくり提案調整会議は、流山市民の自主的な参加と、人々の暮らしに寄り添うあらゆる分野の自発的な活動を尊重し、より効果的な市民と行政との協働のまちづくりを目指し、市民活動団体が活発に生まれ、育ち、成熟した組織に成長していくための継続した支援の土壌を作るべく、支援や制度の在り方について検討し提言を行う。

流山市協働まちづくり提案調整会議

議長 小山 淳子

副議長 春田 育男

玉浦 洋子

山口 文代

石井 孝

上平 慶一

神田 玲子

染谷 吉輝

樋口 洋徳

1. 市民活動の社会的背景

(1) 全国のNPO法人数の動向

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、様々な社会貢献活動に取り組むボランティアを始めとした民間の非営利団体の活動（以下、「市民活動」という。）の活性化に伴い、平成10年12月に特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）が施行された。NPO法は、福祉、環境、まちづくりなどのさまざまな分野の社会貢献活動を行う団体に対し、活動の発展と推進を促進することを目的に法人格を付与する制度で、それにより契約や事務所の賃貸借、不動産の登記などが団体としてできるようになった。

このNPO法の施行以降、平成23年の制度改正（法人認証事務の所管が内閣府から地方自治体へと変更。）を含む2度の改正を経て、法人格を取得する団体数は右肩上がりに増えている。

しかし、近年では多様化する地域課題と各地方自治体に対する住民ニーズの複雑化に伴い、法人格を持たない任意団体も含めその社会貢献活動の重要性が再認識されてきている一方で、NPO法施行から20年以上が経過し、NPO法人数も飽和状態となり法人間での競争もあるなか、解散に至る団体も多く、法人認証団体数の増加数も一時期と比較し緩やかとなり、平成30年度は初めて前年の認証数からの減少を見せている。

法人格を持たない任意の団体も数多く存在する中で、法人格の認証団体数の減少を以て市民活動の現状を全て把握することができるとは言えないが、地域を支える市民活動の担い手の現状を再認識することで、どのような支援が必要なのか、支援の在り方について今一度検討することが必要な段階にきていると言える。

（図表1）



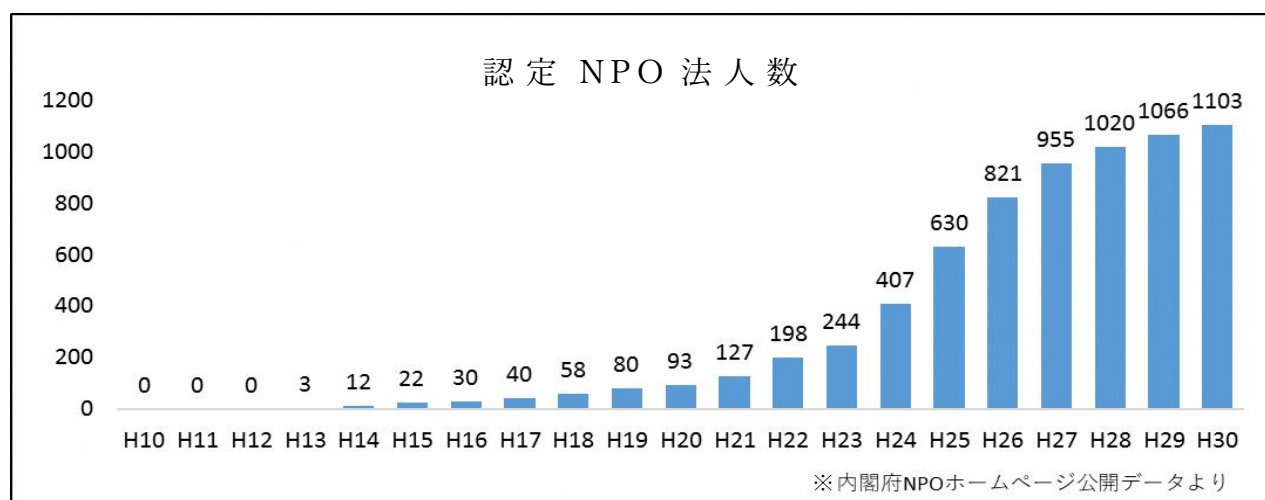
（２）NPO法制度の見直し

平成２４年、改正NPO法が施行され、それに伴い、認定特定非営利活動法人（以下、認定NPO法人）制度も改正された。

認定NPO法人とは、法人の認証を受けたNPOのうち、より広く一般から支持を受けているか、事業や組織運営、情報公開が適切に行われているか等の観点から、より客観的な基準において高い公益性が認められる場合に、活動に対し寄付を受けた際に税制上の優遇が受けられる団体のことで、寄付した側にも税控除等のメリットがある。都道府県・指定都市が所轄庁として、認定事務を行い、加えて、「仮認定制度」が創設され、認定NPO法人になるための道が広がった。この制度改正により、より多様なニーズに対応する社会貢献活動が発展していくことが期待されている。

認定NPO法人数については、平成２３年のNPO法の改正により急速に増加しており、今後も増加していくことが見込まれる。

（図表２）



（３）千葉県のNPO法人数

千葉県におけるNPO法人数については、NPO法の施行以降飛躍的に増加し、平成３０年度末で約２，０００団体（千葉市の認証団体を含む。）が法人認証を受けており、全国で８番目に多い都道府県であるが、一方で、解散数では東京、大阪、神奈川に次いで４番目に多い都道府県であり、平成３０年度末時点で初めて前年度の認証団体数を下回った。

2. 流山市の市民活動の現状

(1) 流山市の市民活動の現状

流山市の市民活動支援策は、平成 17 年 5 月、「ながれやま 21 パートナースhip市民会議」からパートナーシップのための『提言書』が提出されたことに始まる。

市は『提言書』の内容を尊重し、「協働」(パートナーシップ)の考え方を軸とした、『市民と行政の協働まちづくりのための指針』を策定した。

「市民、事業者、行政という異なる 3 つの部門が、それぞれの特性と立場をお互いに尊重し、共有するまちの将来像の実現に向けて、連携協力することで、単独では得られなかった相乗効果の高い協働まちづくりを実現していく」としており、流山のまちづくりに市民の力を活かすための基本姿勢となった。

この指針をもとに、市民と行政の協働の実現を支援する場として、平成 18 年 4 月に地域課題の解決や地域の活性化等、公益的な活動を行う市民活動団体の活性化に向けた支援のための中間支援施設として市民活動推進センター(以下、「推進センター」という。)が設立された。(資料 1)

以降、推進センターの利用登録団体数は年々増え続け、令和元年 10 月末時点で 191 団体であり、また、市内の NPO 法人数は 57 団体(認定 NPO 法人は 2 団体)となっている。

推進センターへの登録の条件としては活動の内容に公益性が認められる団体としており、趣味を深めることが目的のサークル的な団体の登録は認めていないため、そういった団体を含めるとさらに多くの団体が市内で活動している。

登録団体の活動分野としては、「福祉・健康」が多く、次いで「学術・文化・芸術」が多い状況である。また、流山市が子育て支援や教育環境の充実に力を入れた結果、子育て世代の市民が増えたことも影響し、近年では「子育て支援」や「子どもの健全育成」に取り組む団体が増えている傾向にある。

しかし、若年層の流入が多い流山市においても、市民活動の担い手の減少と高齢化に伴い、団体の活動の継続と事業の継承が困

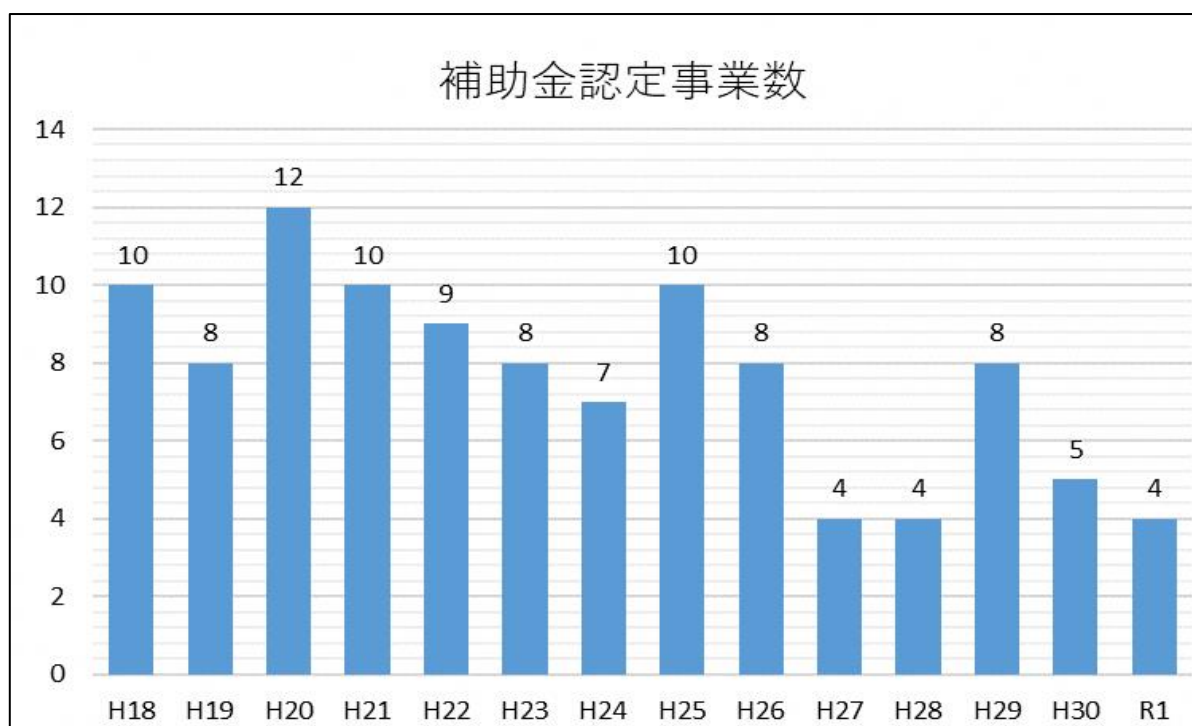
難になり、休止や解散を余儀なくされる団体も少なくなく、若年層の市民活動への参加の促進と市内の活動団体の活性化は大きな課題となっている。

（２）市民活動団体への補助制度と活用団体数

流山市では平成１８年度から公益的な活動を実施している市民活動団体に対し、「流山市民活動団体公益事業補助金」の交付により、公益的な事業の実施による地域課題の解決のため、財政的支援をすることで市民活動の活性化を図っている。（資料２）

令和元年度までの補助金認定事業は延べ１０７事業に上り、十数年にわたる運用の中で広く市民に浸透している制度となっているが、近年では認定事業数が減少傾向にある。（図表３）

（図表３）



しかし、流山市内で活動する団体の推進センターへの新規登録件数は前述したとおり増加傾向にあり、直近の推移を比較すると図表４のとおりである。

(図 表 4)

	推進センター新規登録団体数	補助金活用団体数
平成 2 7 年度	6 団体	4 団体
平成 2 8 年度	6 団体	4 団体
平成 2 9 年度	9 団体	8 団体
平成 3 0 年度	8 団体	5 団体
平成 3 1 年 4 月～ 令和元年 1 0 月	1 1 団体	4 団体

上記の比較から分かるとおり、推進センターに新たに登録した団体数の増加の推移に反し補助金活用団体数は減少傾向にある。

(3) 課題と考察

平成 3 0 年 7 月に実施された「市民活動団体アンケート結果報告」より、流山の市民活動は、「活動分野」と「活動の収入源」に大きな特徴があることが読み取れる。これまでの市民活動の実態調査（内閣府）や千葉県調査では、活動分野は、「保健・医療・福祉」分野が全体の 4 0 % 近くを占めて抜きん出ているが、流山市では、「子どもの健全育成」「文化・芸術・スポーツの振興」「保健・医療・福祉」「社会教育」「まちづくり」といった分野に 6 ～ 8 % で分散している。これより、首都圏のベットタウン化による急速な人口増加、とりわけ子育て世代の流入を背景に、それぞれに関心のある活動テーマを持つ任意の市民活動団体の層があることが想定できる。また、4 0 % の団体が収入源を「会費収入」と「個人負担」に頼っている。「自主事業」や「委託事業」など対価性のある事業収入や「寄付金」、「補助金」などの多様な収入源を持つ段階に至っていないようだ。「事業を担う力の不足（組織力、ノウハウ）」を課題と感じている団体も 3 0 % を超える。

一方で、協働のまちづくりに対しては、7 5 パーセント以上の団体が「積極的に、または内容によって取り組みたい」と答え、行政と共にまちづくり取り組む意識の高さが窺える。

以上のことから、これから新たに活動を立ち上げたり、行政と協働して活動の幅を広げていこうとしたりしている団体は多く存在

しているであろう。そのような団体をいかに拾い上げて、補助金の活用を促しながら活動を活性化させていくかが課題となっている。

しかし、平成18年度の制度運用開始以降大幅な制度内容の見直しは行っておらず、前述した社会情勢の変化も相まって制度を活用する団体も減少傾向にある中で、流山市の実情に即した制度の構築が市民活動団体側からも求められているところである。

そのためには、このような新規の団体や活動の幅を広げていこうとしている団体がなぜ制度の活用まで至らないのかの理由と、既存の団体も含めて、制度をどのように評価、認識しているかを把握し、必要に応じ制度を改善していく必要がある。

また、将来的な方向性として、事業の活性化や運営の透明性の確保など社会的信用の担保や活動に対するリスク管理が適切になされ、業務委託や協働事業を請け負うことができるような社会的信用度の高い団体をさらに増やしていくためにも、法人格の取得や、さらに認定NPO法人となるための支援体制を整えることも必要であるといえる。

3. 現行補助金制度の特徴と課題

前述の必要性を受け、市内で活動する団体に対し実施された補助金制度に関するアンケート調査の結果からは、「補助金を立ち上げの資金や活動の土台作りに活用できた」、また、「担当部署との連携が進んだ」「広報への掲載や市の後援を得て信頼性が高まった」と評価する意見が出た。一方で、「使いづらい」「負担感がある」といった意見も多かった。また、「少額補助やその手続きの簡便化」「質の良い的確なアドバイスが受けられる体制」「使い道を具体的に指定した補助（人件費・交通費の補助、機材購入補助、事務所設置の補助など）」など補助金を効果的に活用するための要望も多く出た。それらの意見から、以下の3点に現行制度の課題を整理した。

（1）対象団体

本制度は、新規に設立した団体から長く活動している団体まですべての団体を1つの制度の対象としているため、新規の団体は補助金額算定や審査項目・方法について難しさ・厳しさを感じ、手を挙げづらい状況となっている。

さらに、審査項目では、団体の実績や事業の継続性が問われていること。また、審査方法として、新規の団体と経験のある団体では活動の内容に差があるのにも関わらず、公開の場において横並びに審査会や報告会に臨むこと等に対し、抵抗を感じる団体も少なくない。

（2）活用過程における諸手続き（資料3）

「認定～事業開始～報告」の1年間の活動の中で、その都度公開審査会、中間報告会、事業報告会の3回、公開の場が設けられているが、そのための準備や書類の作成が団体にとって負担になっている。

（3）対象経費（資料4）

本制度では、申請団体の人件費を含めた会員に係る経費は全て対象外としているが、実際には申請事業の実施に伴って生じる負担が多い。事業のために必要な経費であるにもかかわらず、交通費等が認められないために全てが団体負担となり、補助金を受け

ているにもかかわらず、その分の経費が対象経費として計上できず重い負担となっていることに対する団体側の不満がある。

4. 今後の対応・提案

3 点の課題への改善策を、以下のとおり提案する。

なお、検討にあたっては近隣他市の制度も参考にさせていただいた。（資料 5）

（１）成長段階に応じた支援の在り方の整備

従来のように一つの制度で全ての団体を支援するのではなく、団体の成長段階に応じ、以下のように制度をそれぞれ整備し、審査項目や制度内容を明確に分け、新規設立団体であっても積極的に活用できるような制度とする。

ア 初期段階への支援

- ・対象：設立間もない団体が実施する公益的な事業
- ・補助金額：対象経費の 9 割、上限 10 万円
- ・メリット：活動実績が乏しく、また事業の実施や継続化に関し財政的に課題のある団体であっても、公益性が認められることで財政的支援を受けられ、事業の実現と活性化を図ることができる。

イ 充実段階への支援

- ・対象：既に上記補助を受けた実績のある事業。
活動実績のある団体または法人格を取得している若しくはしようとしている団体が実施する公益的な事業
- ・補助金額：対象経費の 8 割、上限 100 万円
- ・メリット：初期段階の支援に比べ、より多くの財政的支援を受けることができ、事業のさらなるステップアップを図ることができる。
行政の支援担当課と連携し、支援を受けることで、団体のみで対応しきれない問題に対して、行政の協力を得ながら取り組むことができる。補助金の活用を通じ、支援担当課と協力体制を築くことで実績を積み上げ、協働事業の提案ができるよう力をつけることができる。

（２）活用過程における諸手続きの見直し

ア 申請書類について

初期段階への支援と充実段階への支援でそれぞれ申請書に分ける。また、初期段階への支援の申請書類については、より簡便なものとする。充実段階への支援の申請書類については現状と同一の書類とする。

イ 審査・報告会について

審査・報告に係る団体の負担軽減の観点から、以下のとおりとする。（図表５）

（図表５）

	申請団体の作業		
	審査	中間報告	実績報告
初期段階 への支援	書類審査のみ	報告会は無し （書類報告）	書類報告のみ
充実段階 への支援	公開審査会への 出席（プレゼン 実施）		報告書・報告会 （報告形式は 任意）

- ・ 中間報告会の実施は負担軽減のため廃止する。
- ・ 初期段階への支援については金額も少額であることから、審査及び報告は書類のみで行う。

（３）対象経費の見直し（資料４）

現状では、事業実施団体や会員個人が、助成事業を実施するために負担する直接的な経費（例：実施現場までの交通費等）、は「団体の運営にかかわる経費」として、補助金の対象経費として認めていない。しかし、実際には課題で取り上げたように、公益事業の実施に伴って生じる実質的な経費を認めていないために団体が負担を強いられている面がある。このことから、対象とならない経費の基準について具体的な項目を挙げて、例えば、アンケートから出た要望「使い道を具体的に指定した補助（例：ボランティア活動費の補助、拠点整備の補助等）」を再考し、団体の費用負担を軽減するように努めるべきである。

（４）補助金制度を支える行政の在り方

アンケートの記述から、①補助金対象期間終了後も継続できるようなフォロー体制の構築②担当部署の市民活動への理解、共感の浸透③審査会の構成や評価方法の見直しなどが課題として抽出された。これらの課題に対しては、補助金制度を再整備するだけでなく、市民活動団体への具体的な支援策として、行政（流山市民コミュニティ課）と市民活動団体との橋渡し役となるべき推進センターの機能の強化が必須である。団体の成長を支援していく過程では、初期段階においては団体の立ち上げや各種制度の申請方法等基本的な事項の指導であるのに対し、充実段階においては法人格の取得や、行政における事業担当課との連携などであり、行政と推進センターそれぞれの関わり度合いや役割は段階に応じて変化していくものと考えられる（図表６参照）。

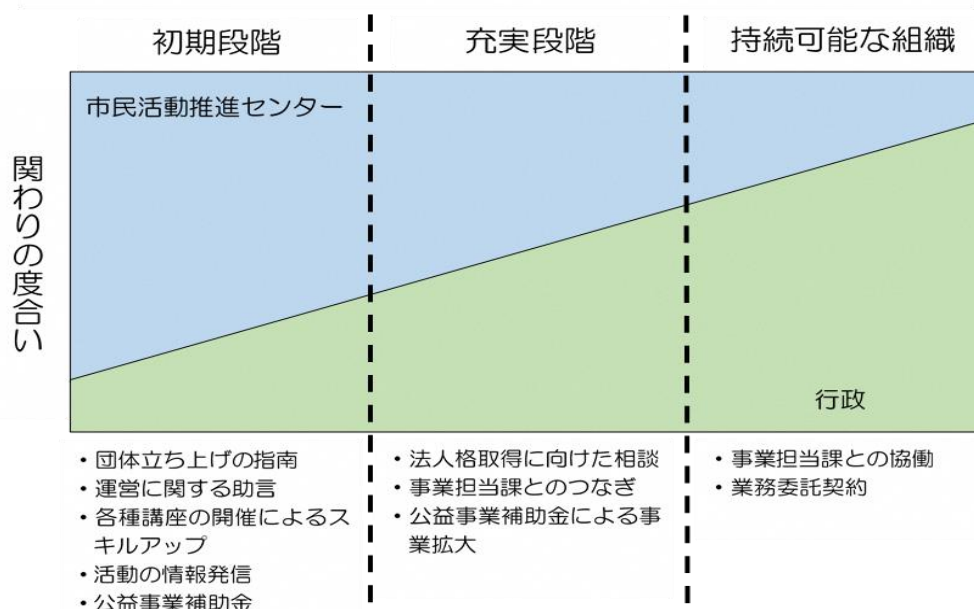
このため、どの段階においても必要な支援ができるよう、人材の配置や予算の措置が適切になされ、その上で行政と推進センターが綿密に連携をとり、情報を共有した上で、全体の制度設計にかかると共に、継続的な支援体制の構築に努めるべきである。

また、市職員に対して、協働の在り方や市民活動への理解を深める機会や研修を行うことが重要である。

提案調整会議の構成に関しては、流山の流動的かつ闊達な地域の状況を踏まえ、年代・男女比・経験値などに偏りのない、ユニバーサルなデザインが必要であろう。

（図表６）

＜公益事業補助金に係る行政・支援センターの関わりの度合い＞



5. まとめ

流山市の掲げる「協働まちづくりの実現」を共に担う団体を増やし、市民の知恵と力が活きるまちを目指して、以下のとおり提言する。

- (1) 現制度を団体の成長段階に応じた支援制度に再構築する。
 - ア 初期段階への支援
 - イ 充実段階への支援
- (2) 補助金制度における提出書類及び報告手続の簡略化を図る。
 - ア 申請書類の見直し
 - イ 中間報告会の廃止
- (3) 補助金制度における団体が活用できる対象経費の拡大を図る。
 - ア 助成事業を実施するのに要する直接的な経費項目の拡大
 - イ 現行制度で対象外となる経費の見直し
- (4) 行政内部における周知徹底と推進センターの機能強化を図る。
 - ア 制度運用に関する施策の周知徹底・研修の充実
 - イ 行政と推進センターとの連携強化

上記の4つの項目を実行に移すことにより、現行制度上において各団体が負担に感じている点を改善し、より現状に即した機能的な仕組みとすることで、補助金制度の活用の促進につなげ、今後の流山市におけるより一層の市民活動の活性化に取り組まれるよう提言する。

最後に、この提言を広く市民に伝え、関心と学びが深まる機会を流山市民活動推進センターと共に積極的に作り、流山らしい市民の暮らしに沿う補助金制度の創出を期待する。

＜流山市民活動推進センター運営要綱＞

平成 18 年 2 月 1 日

告示第 9 号

改正 平成 28 年 6 月 17 日告示第 76 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、流山市民活動推進センター（以下「推進センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（推進センターの業務）

第 2 条 推進センターは、次の業務を行う。

（1）市民の公益的な活動（以下「市民活動」という。）推進のための資料及び情報の収集並びに情報の提供に関すること。

（2）市民活動の推進のため施設及び設備の提供に関すること。

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（利用時間）

第 3 条 推進センターの利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、午後 9 時まで利用時間を延長することができる。

（休日）

第 4 条 推進センターの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日とすることができる。

（1）毎月第 3 水曜日

（2）1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日を推進センターの休日とする。

（委任）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、推進センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 17 日告示第 76 号）

この告示は、公示の日から施行する

＜流山市民活動団体公益事業補助金について（現行）＞

○応募できる団体

応募できる団体は、事業を行おうとするNPO法人、または、営利を目的としない任意の市民活動団体で、次の要件のいずれにも該当する団体。

- （１）１０人以上で構成されている団体
- （２）市内に主たる事務所を有し、主として市内で事業を行う団体
- （３）事業を継続して遂行でき、適切な会計処理がなされている団体
（または、適切な会計処理がなされると認められる団体）
- （４）政治活動、選挙活動、特定の宗教活動を目的としない団体
- （５）活動が公序良俗に反しない団体

○提案できる事業

市民に広く利益をもたらし、市民目線による先駆性や柔軟なアイディアなどの創意工夫が活かされた事業であり、公益上の必要性が認められる事業。また、次の要件を満たす事業。

- （１）市内で実施される事業、または、市民に対して実施される事業
- （２）市の財源による他の補助金等の交付を受けていない事業
- （３）事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

※補助金は、市民活動団体が行う“事業”が対象であり、団体の運営・備品購入等を補助するものではない。

※単発イベント及び事業がアウトソーシング（外部委託）ありきの場合は、本補助金の交付対象とならない。

事業の対象分野

- | | | | |
|---|---------------|----------------------|---------|
| 1 保健・医療・福祉の増進 | 2 社会教育の推進 | 3 まちづくりの推進 | 4 観光の振興 |
| 5 学術・文化・芸術・スポーツの進行 | 6 環境の保全 | 7 災害救援活動 | |
| 8 地域安全活動 | 9 人権の擁護・平和の推進 | 10 国際協力・国際化の推進 | |
| 11 男女共同参画社会の形成の促進 | 12 子どもの健全育成 | 13 情報化社会の発展 | |
| 14 科学技術の進 | 15 経済活動の活性化 | 16 職業能力の開発・雇用機会の拡充支援 | |
| 17 消費者の保護 | | | |
| 18 前各項に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業 | | | |
| 19 前各項に掲げる事業に準ずる事業として特定非営利活動促進法別表第20号の規定に基づき千葉県条例で定める事業 | | | |

○補助金の交付金額、交付回数の限度

補助金の交付額は、以下の（１）及び（２）のうち、いずれか低い額で予算の範囲内で交付する。

（１）補助対象経費の総額の 100分の70 の額。

（２）補助対象経費の総額から事業の実施に伴って生じる収入(売上金、入場料、協賛金等)を差し引いた額。

※補助金の交付額は、1事業につき100万円を限度額とし、10円未満を切り捨てた額。

※補助金は、単年度ごとの事業費（補助対象経費）に対して交付。

※複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回まで。また、次年度も同一事業を申請する場合は年度ごとの申請に基づく審査により決定する。

＜補助金活用スケジュール＞

認定申請書の提出（第1号様式及び添付書類）

前年度12月～1月ごろ

↓
公開プレゼンテーションによる内容審査
当該年度4月上旬ごろ↓
審査結果の通知（市から通知）

4月中旬以降

↓
交付申請書の提出（認定された場合の本申請）

4月中旬以降

↓
交付決定の通知（市から通知）

5月上旬以降

↓
補助金概算交付請求書の提出

5月上旬頃

↓
補助金の概算交付

↓ 5月下旬の予定

事業の実施

4月～3月

↓ → → 変更承認等申請書の提出
↓（変更の場合のみ）↓ 変更承認等決定の通知
（市から通知）

↓ 事業の中間報告

↓ 9月下旬ごろ

実績報告書の提出

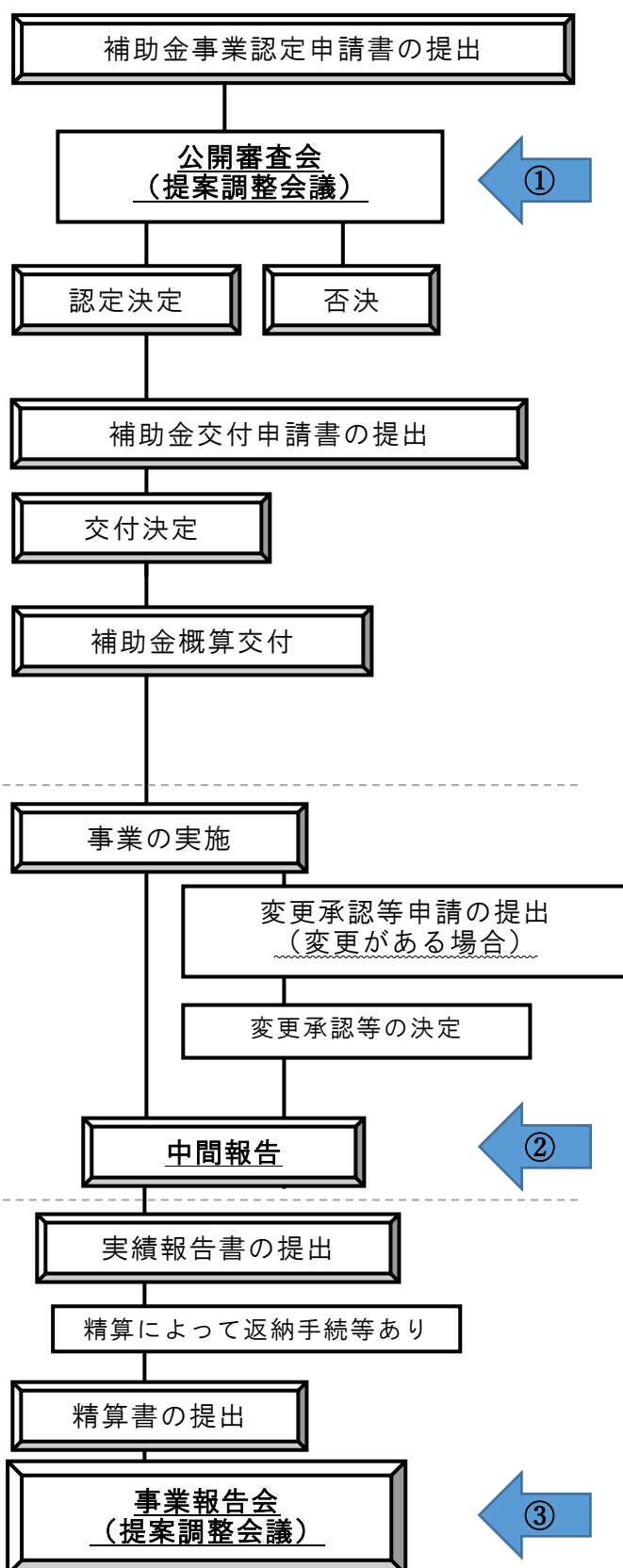
3月または事業終了後

↓ 交付確定の通知（市から通知）

↓ 精算書の提出

↓ 事業の報告（事業の評価）

3月中旬ごろ



<補助金対象経費>

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要なとなる専門家（相談、指導など）及び会員以外の人員への賃金	対象となる経費以外の人件費 会員の人件費
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金 事業に必要な国家資格等の専門性を持った専門家への謝礼金 （上限 5 万円／回） 例：大学教授、学識経験者など	記念品、手土産代等 本事業にかかる団体代表者・会員等への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	宿泊費、参加者（観覧者等）の交通費 移動のための車両のガソリン代
食糧費	講師等の昼食代等 （一人当たり上限 1 千円／回）	団体構成員の食事代等
消耗品費	資料等の用紙代、事業実施に必要不可欠な材料費	補助対象事業以外の材料費等
印刷製本費	事業に係るチラシ、ポスター、資料等を作成する印刷代及びコピー代	補助対象事業以外の印刷製本費
役務費 （通信運搬費、保険料）	事業の資料等を郵送する切手代や宅配便料 事業の開催時にかける損害保険料	補助対象事業以外の資料を郵送する経費 事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務（運送や会場設営等）を外部に委託した費用	事業の再委託料 事務所の管理委託経費
使用料、賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料 バス等の借上げ料
備品購入費	事業実施に必要不可欠な備品購入費 （1 万円以上 10 万円を上限とする）	補助対象事業以外の備品購入費

< 近 隣 他 市 の 制 度 概 要 >

			柏市	松戸市	鎌ヶ谷市	野田市	我孫子市	浦安市	足立区(東京都)	戸田市(埼玉県)
活動支援補助金	初期段階	制度名	柏市民公益活動育成補助金 (たまご補助金)	松戸市市民活動助成制度 (スタート助成)	鎌ヶ谷市市民活動応援補助金 (単独事業型)	野田市市民活動団体支援補助金 (組織基盤強化支援)	-	自立促進事業補助金 (はじめの一步)	足立区公益活動 げんき応援事業助成金 (げんき応援コース)	戸田市市民活動サポート補助金 (2(に)っこりコース)
		対象	設立から5年未満の団体が、主に 市内で行う活動	・新規事業、又は、既存事業を発展・拡大する事業 ・ステップアップ助成を受けていない事業	申請団体が単独で実施する事業	・組織の運営または自立の強化を図る取り組み ・設立後5年未満の団体	-	・構成員5人以上 ・団体の自立をするために財政的な支援が必要な団体	公益活動の維持・増進及び公益活動の活性化等を目的とする事業	設立初期や、予算規模が小さい団体による事業
		限度額	1事業20万円以内	1事業10万円以内	1事業30万円以内	10万円以内	-	10万円	10万円以内	1年目 20万円 2年目 16万円 3年目 12万円
		補助率	9割	9割	8割	9割	-	10割	-	1年目 9割 2年目 7割 3年目 5割
		申請限度回数	3回	2回	1回(1回の申請で最長連続3年まで補助可能)	最大3年継続 (1年ごとに書類審査有)	-	1回のみ	同一年度2事業まで 同一事業3回まで	10(じゅう)じつコースと併せて3回まで
		報告会	審査会(非公開)、中間報告会(公開)、成果報告会(公開)のほか、ポスター展を9月下旬に実施。	公開プレゼン及び審査会による審査、事業報告会を実施。 8月と2月に進捗・結果のヒアリング実施。	審査委員のヒアリングによる審査。	審査時のプレゼンのみ。 (2年目以降は書類審査のみ。)	-	書類および個別ヒアリングによる審査のみ。中間報告書の提出はあるが、報告会等は無し。	書面審査のみ。	ヒアリング、書類および公開プレゼンによる審査、事業報告会(公開)を実施
		その他	人件費は対象外	-	団体の構成員のうち、対象事業に直接従事する者への賃金は対象 (1人につき時給900円、1日につき、1人当たり6,800円を限度。)	-	-	団体スタッフ等に対する人件費は対象外	-	-
	充実段階	制度名	柏市民公益活動支援補助金	松戸市市民活動助成制度 (ステップアップ助成)	鎌ヶ谷市市民活動応援補助金 (単独事業型)	野田市市民活動団体支援補助金 (事業発展支援)	-	活性化事業補助金 (ステップアップ)	足立区公益活動げんき応援事業 助成金 (ステップアップコース)	戸田市市民活動サポート補助金 (10(じゅう)じつコース)
		対象	市民活動促進基金に登録している団体	・特に公益性の高い事業 ・既存事業を展開・発展させる事業	申請団体が、他の市民活動団体、自治会、本市と協働により実施する事業	・事業の発展または組織体制の強化に対する取り組み ・設立後5年以上の団体	-	・構成員10人以上 ・活動期間が1年以上の団体	公益活動の促進及び発展を図ることを通じて、自立と拡充を目的とする事業	すでに一定の事業を実施している、運営が軌道に乗っている団体で、規模を拡大しステップアップを図る事業
		限度額	補助対象経費の同額以下 その団体への応援を希望する寄附額を考慮し金額を決定	1事業30万円以内	1事業30万円以内	20万円以内	予算査定の中で最終的に決定	50万円以内	60万円以内 1年目 10/10 2年目 2/3 3年目 1/2	1年目 100万円 2年目 80万円 3年目 60万円
		補助率	―	9割	8割	8割	1割から5割まで	8割	-	1年目 9割 2年目 7割 3年目 5割
		申請限度回数	―	2回	1回(1回の申請で最長連続3年まで補助可能)	1団体3回まで(ただし2年間以上の間隔が必要)※	無 (再申請を妨げない)	3回まで	同一年度1事業のみ 同一事業の場合、継続3回まで	2(に)っこりコースと併せて3回まで
		報告会	―	公開プレゼン及び審査会による審査、事業報告会を実施。 8月と2月に進捗・結果のヒアリング実施。	審査委員のヒアリングによる審査。	審査時のプレゼンのみ。	第三者委員の審査により交付の可否を決定。	公開プレゼンによる審査会、事業報告会あり。中間は報告書のみ。	書面・ヒアリング審査あり。	ヒアリング、書類および公開プレゼンによる審査、事業報告会(公開)を実施
		その他	―	-	団体の構成員のうち、対象事業に直接従事する者への賃金は対象 (1人につき時給900円、1日につき、1人当たり6,800円を限度。)	-	事務局職員を雇用するためのもののみ対象。	団体スタッフ等に対する人件費は対象外	-	-